

別紙

諮問第592号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇に係る緊急請願について、(1)の内容について、私からの請願を受けた東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言したことにより、卒業式には出席できた。平成〇年〇月当初から私が東京都教育委員会に対して、一日でも早く教室で授業を受けられるように〇〇市教育委員会に救済・改善するよう指導・助言するよう求めたことを受け、東京都教育委員会が〇〇市教育委員会にどのように指導・助言したかが分かる文書(2)の内容について対応したことが分かる文書、名誉回復のために東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言した具体的な内容が分かる文書」を不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に係る緊急請願について、(1)の内容について、私からの請願を受けた東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言したことにより、卒業式には出席できた。平成〇年〇月当初から私が東京都教育委員会に対して、一日でも早く教室で授業を受けられるように〇〇市教育委員会に救済・改善するよう指導・助言するよう求めたことを受け、東京都教育委員会が〇〇市教育委員会にどのように指導・助言したかが分かる文書(2)の内容について対応したことが分かる文書、名誉回復のために東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言した具体的な内容が分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求という。」）に対し、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成29年4月17日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 教育委員会では「〇〇を求める請願」を採択した以上、本件事件が終結するまで、教育委員会の責任と権限において、当該情報は作成され、保存している公文書である。都民と情報を共有して解決すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 本件開示請求は、審査請求人が平成8年〇月〇日付けで教育委員会委員長宛に提出した「〇〇に係る緊急請願書」の請願（以下「本件請願」という。）の要旨(1)について、教育委員会が〇〇市教育委員会に対して審査請求人の子が教室で授業を受けられるよう指導・助言した内容が分かる文書及び本件請願の要旨(2)について、対応したことがわかる文書、名誉回復のために教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言した具体的な内容が分かる文書の開示を求めるものである。

イ 上記請求内容を踏まえ、関連部署において確認を行った結果、請求に係る個人情報には現に保有しておらず、存在しなかった。また、当該個人情報が、東京都教育委員会文書管理規則に定める長期保存文書に指定されている事実も確認できなかった。

ウ なお、当該個人情報が平成8年に作成されていたか否か、開示請求時点では定かではないが、当時からは既に21年を経過している。仮に当該個人情報が作成されていたとしても、長期保存文書でない以上、保存期間は最長でも10年であり、保存期間を既に満了し、廃棄されている。

エ 以上により、当該個人情報は現存しないため、非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月30日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明（第182回第一部会）
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月20日	審議（第183回第一部会）
平成30年 1月30日	審議（第184回第一部会）
平成30年 2月28日	審議（第185回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都教育委員会文書管理規則について

実施機関における公文書の管理は、東京都教育委員会文書管理規則（平成11年教育委員会規則第64号。以下「文書管理規則」という。）に基づき行われている。

文書等の保存期間については、文書管理規則44条1項において、長期、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種であると規定されており、45条3項において、教育長は、保存期間の基準に基づき、教育委員会の公文書に係る文書保存期間表（以下「文書保存期間表」という。）を定めるものと規定されている。

さらに、主務課長は、46条1項により、文書保存期間表に従い、その所管する課の公文書の保存期間を適切に定めなければならないとされ、同条2項により、その

所管する課の公文書を、前項の規定により定めた保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないと規定されている。

また、主務課長は、同条3項により、文書保存期間表に定める保存期間を超えて保存する必要があると認める公文書については、総務課長の承認を得て、その必要な期間当該公文書を保存することができることとされ、51条1項により、文書等がその保存期間を満了したときは、当該文書等を廃棄するものとされている。

なお、保存期間が満了する日については、46条4項2号において、「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該保存期間が表示する期間の終了する日」と規定されている。

イ 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「〇〇事件に係る緊急請願について、(1)の内容について、私からの請願を受けた東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言したことにより、卒業式には出席できた。平成〇年〇月当初から私が東京都教育委員会に対して、一日でも早く教室で授業を受けられるように〇〇市教育委員会に救済・改善するよう指導・助言するよう求めたことを受け、東京都教育委員会が〇〇市教育委員会にどのように指導・助言したかが分かる文書(2)の内容について対応したことが分かる文書、名誉回復のために東京都教育委員会が〇〇市教育委員会に指導・助言した具体的な内容が分かる文書」に記載された審査請求人に関する情報（以下「本件請求個人情報」という。）である。

実施機関は、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とする決定を行った。

ウ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によれば、本件請求個人情報の内容を踏まえ、関連部署において探索を行ったが、本件請求個人情報は現に保有しておらず、存在しなかったとのことである。

また、審査会が実施機関に確認したところ、本件請求個人情報が記載された文書が文書管理規則に定める長期保存文書に指定されている事実及び保存期間を超える保存の事実はないとのことであった。

平成8年に本件請願が提出された際に、実施機関において本件請求個人情報が作

成されていたか否かについては、現時点では定かではないが、当時から既に 20 年以上経過しており、仮に本件請求個人情報を実施機関において作成されていたとしても、保存期間を満了し、廃棄されているものと考えられる。

以上のことを踏まえると、本件請求個人情報は保有しておらず、存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも